

報道機関各位



『第 6 回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

財務書類の活用には職員の教育が不可欠

- 利用法を示しても活用には限界 -

公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部(理事長：松川昌義)の自治体マネジメントセンターは、この度「第 6 回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」結果を発表した。地方自治体は企業会計的な決算手法の導入に取り組んでいる。本調査は、その全国的な取り組み状況を明らかにするため、全国の都道府県及び市区町を対象に平成 24 年 10 月～11 月に実施したものであり、国が整備を要請してから継続的に実施されている唯一の調査である。

調査結果のポイントは以下のとおり。

『第 6 回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

1. 財務書類はマネジメントでは活用されておらず、分析とわかりやすい公表も十分ではない (p3)

企業会計的な決算情報を利用しているのは、中期的な財政の状況の推計で 2.7%、行政評価で 2.0%、予算編成で 3.1%しかない。財務書類はマネジメントにほぼ活用されていない。財務書類に関する指標は「住民一人当り負債額」でも 35.5%しか利用されていない。「財務書類のみ(附属明細書を含む)」または「財務書類 4 表のみ」を公表する団体は 52.2%となっている。分析とわかりやすい公表と言う点でも未だ十分とは言えない。

2. 国から財務書類の利用方法が今以上に明示されても利用しようと思うのは 49.5%しかない、活用するためには職員の教育が不可欠である (p5)

国は地方に対して財務書類の活用を促しているが、総務省から利用方法が今以上に明示されても利用するとする団体は 49.5%しかない。たとえ今以上に利用法が示されても財務書類の活用は十分に進まない。新公会計制度に対応した職員の教育について、「特に研修はしていない」という団体は 63.7%となっている。財務書類の作成は進んだが、活用を図るためには財務書類の主たる利用者である職員の教育を充実させて行くことが不可欠である。

3. 固定資産台帳の整備が完了しているのは僅か 19.3%、社会資本の大量更新時代に対応できない状態 (p6)

固定資産台帳を整備しなければ、個別の建物の更新時期を把握することは難しい。これは社会資本の計画的な更新を困難にする。そうなれば、一度に大量の更新が必要となり、いざ更新しようとしても資金が不足して更新ができない恐れがある。しかし、固定資産台帳の整備が完了している団体は僅か 19.3%である。さらに、完了時期が未定の団体は未だ 61.5%もある。現状のままでは個別の資産管理が難しく、社会資本の大量更新時代に対応できない状態である。

【お問合せ先】 公益財団法人 日本生産性本部
自治体マネジメントセンター(経営開発部内)
担当：佐藤亨

TEL.03-3409-1118 FAX.03-5485-7750 e-mail:public@jpc-net.jp

【調査概要】

- ・ 調査対象：全国の都道府県、指定都市、市区及び町の各団体
- ・ 調査票：郵送にて配布、郵送又は電子メールにて回収
- ・ 調査票配布期間：平成 24 年 10 月 26 日～11 月 16 日
- ・ 調査票の回収状況

	全団体	都道府県	指定都市	市 区	町
総 数	1,605 団体	47 団体	20 団体	791 団体	747 団体
回答数	936 団体	31 団体	12 団体	557 団体	336 団体
回収率	58.3%	66.0%	60.0%	70.4%	45.0%

回収率の分母は平成 24 年 10 月 26 日現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数。なお、村は財務諸表を作成する団体が特に少ないため、対象外としている

【財務諸表の作成方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ 総務省方式：総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成 12 年及び平成 13 年 3 月）で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書（財務諸表）を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。
- ・ 基準モデル・総務省方式改訂モデル：総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」（平成 18 年 5 月）で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知）では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口 3 万人以上の都市は平成 21 年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口 3 万人未満の都市は平成 23 年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省によれば、平成 22 年 3 月 31 日現在、新地方公会計モデルにより財務書類を作成しているのは都道府県 83.0%、市区町村 53.6%となっている。

詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

【当本部の取り組み】

国に先行し、平成 9 年 7 月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ 250 団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成 16 年度より我が国で唯一、地方自治体の財務諸表の全国比較を行っている。

1. 財務書類はマネジメントでは活用されておらず、分析とわかりやすい公表も十分ではない

国は「マネジメントへの活用」と「分析とわかりやすい公表」を財務書類の活用の視点としている。マネジメントの活用については、財政運営上の目標の設定・方向性の検討、行政評価との連携、予算編成への活用が想定されている。この点、企業会計的な決算情報を利用しているのは、中期的な財政の状況の推計で 2.7%、行政評価で 2.0%、予算編成で 3.1%しかない。財務書類はマネジメントにほぼ活用されていないことがわかる。

分析については財務書類に関する指標が示されている。しかし、最も利用されている「住民一人当たり負債額」で 35.5%となっており、経常収支比率など従来からある財政指標に比べると明らかに利用されていない。また、「財務書類のみ（附属明細書を含む）」または「財務書類 4 表のみ」を公表する団体は 52.2%となっている。財務書類はこれまでの決算とは異なる点が多くそれだけでは理解が難しい。分析とわかりやすい公表の点でも十分とは言えない。

Q. 中期的な財政の状況について、どのような決算情報に基づいて推計していますか。（複数回答可）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	841 (89.9%)	22 (71.0%)	819 (90.5%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	25 (2.7%)	1 (3.2%)	24 (2.7%)
c. 将来推計は行っていない	53 (5.7%)	5 (16.1%)	48 (5.3%)
d. その他	61 (6.5%)	4 (12.9%)	57 (6.3%)
e. わからない	5 (0.5%)	0 (0.0%)	5 (0.6%)

Q. 行政評価について、どのような決算情報を利用していますか。（複数回答可）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	574 (61.3%)	19 (61.3%)	555 (61.3%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	19 (2.0%)	1 (3.2%)	18 (2.0%)
c. 決算情報は含まれていない	60 (6.4%)	7 (22.6%)	53 (5.9%)
d. 行政評価を導入していない	252 (26.9%)	4 (12.9%)	248 (27.4%)
e. その他	26 (2.8%)	1 (3.2%)	25 (2.8%)
f. わからない	21 (2.2%)	0 (0.0%)	21 (2.3%)

Q. 予算編成について、どのような決算情報を利用していますか（複数回答可）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a. 地方財政状況調査表または歳入歳出決算書に基づく情報	893 (95.4%)	26 (83.9%)	867 (95.8%)
b. 財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報	29 (3.1%)	1 (3.2%)	28 (3.1%)
c. 決算情報は含まれていない	30 (3.2%)	3 (9.7%)	27 (3.0%)
d. その他	14 (1.5%)	2 (6.5%)	12 (1.3%)
e. わからない	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

Q.財政指標について、どのような財政指標を利用していますか（複数回答可）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a.財政力指数	804 (85.9%)	27 (87.1%)	777 (85.9%)
b.経常収支比率	877 (93.7%)	29 (93.5%)	848 (93.7%)
c.公債費比率	643 (68.7%)	14 (45.2%)	629 (69.5%)
d.起債制限比率	361 (38.6%)	8 (25.8%)	353 (39.0%)
e.住民一人当たり資産額	218 (23.3%)	7 (22.6%)	211 (23.3%)
f.有形固定資産の行政目的別割合	84 (9.0%)	2 (6.5%)	82 (9.1%)
g.歳入額対資産比率	114 (12.2%)	4 (12.9%)	110 (12.2%)
h.資産老朽化比率	132 (14.1%)	5 (16.1%)	127 (14.0%)
i.純資産比率	106 (11.3%)	2 (6.5%)	104 (11.5%)
j.社会資本等形成の世代間負担比率	161 (17.2%)	5 (16.1%)	156 (17.2%)
k.住民一人当たり負債額	332 (35.5%)	9 (29.0%)	323 (35.7%)
l.基礎的財政収支	218 (23.3%)	7 (22.6%)	211 (23.3%)
m.住民一人当たり行政コスト	237 (25.3%)	7 (22.6%)	230 (25.4%)
n.住民一人当たり人件費・物件費等	174 (18.6%)	4 (12.9%)	170 (18.8%)
o.行政コスト対公共資産比率	87 (9.3%)	1 (3.2%)	86 (9.5%)
p.行政コスト対税収等比率	86 (9.2%)	4 (12.9%)	82 (9.1%)
q.受益者負担の割合	139 (14.9%)	3 (9.7%)	136 (15.0%)

Q.公表資料について、どのような資料で公表しましたか。（複数回答可）（n=782）

	全団体	都道府県	市区町
a.財務報告書（アニュアル・レポート）の作成	194 (24.8%)	4 (12.9%)	190 (25.3%)
b.小冊子（リーフレット）の作成	157 (20.1%)	3 (9.7%)	154 (20.5%)
c.財務書類のみ（付属明細書を含む）	107 (13.7%)	6 (19.4%)	101 (13.4%)
d.財務書類4表のみ	301 (38.5%)	9 (29.0%)	292 (38.9%)
e.その他	97 (12.4%)	12 (38.7%)	85 (11.3%)

2. 国から財務書類の利用方法が今以上に明示されても利用しようと思うのは半数しかない、活用のためには職員の教育が不可欠である

国は地方に対して財務書類の活用を促しているが、「総務省から利用法が明示されれば、もっと積極的に財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報を利用しますか」について、「明示すれば利用する」とする団体は49.5%しかない。たとえ今以上に利用法が示されても財務書類の活用は十分に進まないことがわかる

財務書類はただの決算情報に過ぎない。そのため、財務書類を利用するためにはこれまでの決算情報との違いなど、新公会計制度について理解しなければ難しいと考えられる。この点、新公会計制度に対応した職員の教育について、「特に研修はしていない」という団体は63.7%となっている。

総務省の調査によれば、平成25年3月31日現在で、95.6%の団体が財務書類を作成済または作成中となっている。財務書類の作成は進んだが、活用を図るためには財務書類の主たる利用者である職員の教育を充実させて行くことが不可欠である。

Q. 総務省から利用法が明示されれば、もっと積極的に財務書類または財務諸表に基づく企業会計的な決算の情報を利用しますか。(一つ回答)(n=936)

	全団体	都道府県	市区町
a. 明示されれば利用する	463 (49.5%)	13 (41.9%)	450 (49.7%)
b. 明示されれば指標は作成するが、積極的に利用しようとは思わない	177 (18.9%)	4 (12.9%)	173 (19.1%)
c. 結局は役に立つとは思えない	60 (6.4%)	1 (3.2%)	59 (6.5%)
d. その他	28 (3.0%)	3 (9.7%)	25 (2.8%)
e. わからない	197 (21.0%)	10 (32.3%)	187 (20.7%)
未回答	11 (1.2%)	0 (0.0%)	11 (1.2%)
計	936 (100.0%)	31 (100.0%)	905 (100.0%)

Q. 新公会計制度に対応した職員の教育について、どのように行っていますか。(複数回答可)(n=936)

	全団体	都道府県	市区町
a. 簿記についての研修をしている	47 (5.0%)	2 (6.5%)	45 (5.0%)
b. 企業会計についての研修をしている	11 (1.2%)	0 (0.0%)	11 (1.2%)
c. 新公会計制度についての研修をしている	217 (23.2%)	3 (9.7%)	214 (23.6%)
d. 特に研修はしていない	596 (63.7%)	23 (74.2%)	573 (63.3%)
e. その他	104 (11.1%)	4 (12.9%)	100 (11.0%)
f. わからない	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)

3. 固定資産台帳の整備が完了しているのは僅か 19.3%、社会資本の大量更新時代に対応できない状態

土地や建物はこれまで物量で管理されてきたが、個別の建物などの資産管理が難しかった。そこで、新公会計制度は全ての団体に対して固定資産台帳の整備を求めている。固定資産台帳の整備によって、個別の建物などは金額で管理できるようになる。

特に重要となるのが建物などの社会資本の更新である。固定資産台帳を整備しなければ、個別の建物の更新時期を把握することは難しい。これは社会資本の計画的な更新を困難にする。そうなれば、一度に大量の更新が必要となり、いざ更新しようとしても資金が不足して更新ができない恐れがある。

しかし、固定資産台帳の整備が完了している団体は僅か 19.3%である。さらに、完了時期が未定の団体は未だ 61.5%もある。我が国では 1980～90 年代に多くの社会資本を整備した。それから、30 年あまりが経過し今後はその更新が問題となる。現状のままでは個別の資産管理が難しく、社会資本の大量更新時代に対応できない状態である。

Q. 固定資産台帳整備の完了時期について、どのような予定ですか。（一つ回答）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a. 既に完了	181 (19.3%)	5 (16.1%)	176 (19.4%)
b. 平成 24 年度	58 (6.2%)	2 (6.5%)	56 (6.2%)
c. 平成 25 年度	58 (6.2%)	0 (0.0%)	58 (6.4%)
d. 平成 26 年度	31 (3.3%)	0 (0.0%)	31 (3.4%)
e. 平成 27 年度	8 (0.9%)	0 (0.0%)	8 (0.9%)
f. 平成 28 年度	8 (0.9%)	0 (0.0%)	8 (0.9%)
g. 未定	576 (61.5%)	24 (77.4%)	552 (61.0%)
h. その他	11 (1.2%)	0 (0.0%)	11 (1.2%)
未回答	5 (0.5%)	0 (0.0%)	5 (0.6%)
計	936 (100.0%)	31 (100.0%)	905 (100.0%)

Q. 固定資産台帳整備について、どのような課題がありますか。（複数回答可）（n=936）

	全団体	都道府県	市区町
a. 過去の資料が足りない	560 (59.8%)	16 (51.6%)	544 (60.1%)
b. 整備に必要な予算が足りない	317 (33.9%)	9 (29.0%)	308 (34.0%)
c. 整備に必要な職員が足りない	497 (53.1%)	13 (41.9%)	484 (53.5%)
d. 整備すると財産に関する調書と一致しない	247 (26.4%)	2 (6.5%)	245 (27.1%)
e. 必要性が理解できない	29 (3.1%)	1 (3.2%)	28 (3.1%)
f. わからない	35 (3.7%)	0 (0.0%)	35 (3.9%)
g. その他	79 (8.4%)	9 (29.0%)	70 (7.7%)